

京都市告示第423号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和4年10月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
打谷 円香	はりきゅうマッサージまどか治療院	左京区岡崎徳成町28-15 細井方	令和4年8月30日
山下 眞穂	こころ京都中央鍼灸治療院	下京区東町260-1 ネカドビル3階	令和4年7月6日
長谷川 隆樹	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室	令和4年9月1日
金岡 秀典	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室	令和4年9月8日
瀧花 大志	ものくろ整骨院	南区四ツ塚町78 ORYZA東寺102号室	令和4年9月7日
鳥越 大督	訪問はりきゅうマッサージKEiROW伏見ステーション	伏見区京町南8丁目91-1	令和4年9月25日
園 真澄	訪問マッサージアシスト	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋32 ハイム坂口201	令和4年9月12日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)